

高等教育機関が提供する会計情報についての検討

—学校法人会計基準の再考を中心に—

古 市 雄一朗

目 次

- 1 はじめに
- 2 企業会計との相違についての検討
- 3 金融商品取引法との関係
- 4 むすびにかえて

高等教育機関が提供する会計情報についての検討

—学校法人会計基準の再考を中心に—

古市 雄一郎*

Accounting Information in the Japanese Higher Education

Yuichiro Furuichi

1 はじめに

現在、我が国の私立大学の多くは学校法人会計基準に従い、会計情報を作成している。この基準による会計情報の作成の主たる目的は、私学助成金の受給に関わる管理目的と説明責任の達成にあると言える。一方で従前より、学校法人会計基準に対しては多くの批判的検討が行われてきた。

まず、第1に学校法人会計基準独特の計算構造についての企業会計との整合性の観点からの批判が挙げられる。学校法人会計基準は、いわゆる官庁会計方式に代表されるような現金主義的な計算構造のみならず企業会計と同様の発生主義会計による計算構造を有している。一方で基本金の意義や消費収支算書の意義について企業会計では通常用いられることの無い処理が指摘されてきた。

第2に企業会計との相違による会計情報の理解の困難性と情報公開の在り方についての議論が行われている。「文部科学省学校法人会計基準の在り方に関する検討会2004」でも示されているように学校法人会計基準により作成される会計情報は、企業会計との相違を含む独特な処理を含んでいるため、一般の情報利用者による理解を困難にしているという指摘が行われる。また、作成された会計情報の情報開示についての制度が十分に整備されておらず各学校により対応にばらつきがあり情報の比較が困難になっていることや私学助成金の財源である公的支出を用いていることに対する説明責任の観点から現状の制度が批判的に検討されている。

従来より行われてきた上記の2点に関する議論に加えて、学校債の発行要件の変更に伴う金融商品取引法会計の関連について新たな論点として議論の余地を有していると言える。現状においては、私立大学が発行する学校債を金融商品取引法上の金融商品として発行することが制度上可能になっている。そのような状況を所与とした場合に学校法人の会計基準は企業会計との関連をどのように捉えていくかが検討される必要がある。

本稿においては、上述の論点の中で以下の2点について検討を深める。

まず、第2節では企業会計と学校法人会計基準の計算構造の相違について消費収支計算書におけ

* 福山大学経済学部講師

る基本金組み入れの問題について検討を行う。とりわけ、基本金への組入が消費収支計算の途中で行われる（いわゆる前取りされる）ことについて、企業会計における利益処分に対応する行為が行われ、結果として損益取引と資本取引が混同されているという批判がされる。また、固定資産の購入時に行われる基本金組入に加えて減価償却が行われることで費用の二重取りが行われているという批判に注目し学校法人会計基準と企業会計の計算構造の相違について整理を行う。

続く第3節では、金融商品取引法会計と学校法人会計基準の関係について整理を行う。大学債の発行要件が変更されたことにより、金融商品取引法上の金融商品に該当するような大学債の発行が可能になり金融商品取引法が要求するのと同等性を有する会計情報を作成する必要があるが、その場合に学校法人会計基準により作成された情報との関連を位置付けるかが問題になる。本稿においては、私立大学が証券市場で資金調達を行う場合にいかなる財務報告の体系が取りえるか検討を行う。

2 企業会計との相違についての検討

学校法人会計基準に基づいて作成される消費収支計算書は、現金収支のみならず減価償却費のような発生主義項目についても記録される点に鑑みて企業会計における損益計算書と比較してしばしば論じられる。一方で、学校法人の財産的基礎である基本金との関連から損益計算書の作成とは異なる処理も行われる。その代表的な例としてボトムラインである消費収支差額を計算する過程で基本金への組入が行われている点が指摘される。すなわち企業会計上の損益取引計算に当たる消費収支差額計算過程において、資本取引に相当する基本金の組入を行うことは、損益取引と資本取引の混同に当たるという批判が行われる。また基本金組入との関連において資産の購入に伴い基本金の組入を行い、その後に減価償却費を計上することにより費用の二重計上が行われるという批判も行われる。本稿においては、消費収支計算の意義を確認した上で上記の資本取引と損益取引区分の問題と減価償却費の二重計上の問題について検討を行う。

2-1 消費収支計算の意義

消費収支計算書の役割は企業会計における損益計算と同様に語られる事がある。（片山2002 p141.）確かに、消費収支計算は単なる現金の収支のみならず減価償却費のような発生主義ベースの考え方に基づく考え方も含まれており。そのように考えるならば計算過程において、いわゆる基本金への前取りのような処理は、企業会計との相違として指摘され理解可能性を損なうと考えられる可能性もある、具体的には、教育サービスを提供するのに必要なコストを十分まかなうだけの財源が当期に確保されていたとしても財産的基礎を永続的に確保するための基本金の組入を行う事によって消費収支差額はマイナスとなり、あたかも赤字経営を余儀なくされているような誤った印象を与える可能性等が指摘される。

しかしながら、消費収支差額の計算の意義から考えるならば、必ずしも企業会計との相違が問題になるとは限らない。既述のように企業会計の主たる目的は、企業の活動の成果としての期間損益

の計算にある。一方で学校法人会計基準の目的は、その目的から鑑みてまず、第一に交付された補助金を適正に用いているかを示すアカウンタビリティの達成にあり、この役割は、主に資金収支計算書により果たされていると言える。それに加えて、私立大学のミッションが「教育サービスを提供し続ける事」にあるとするならば、その目的を継続的に達成する事が可能であるかについての財務的な側面を会計情報として示す事は、組織のミッションに合致しており非常に重要であると言える。

組織が継続して活動が続ける事が可能であるかを示すうえでは、サービスの提供に必要な資産を安定的に維持が可能であるかが重要な情報になる。サービスの提供に必要な資産が将来の資源の流出を伴う財源である負債以外の部分でどれだけ賄われているかについての情報は、一時点でのサービス提供能力の永続性を示すので資産、負債、基本金の一覧表である貸借対照表はその情報を示す上で重要な役割を果たしていると言える。それに加えて消費収支計算書は資産の財産的基礎を示す部分である基本金の変動計算を行っていると言える。すなわち、一期間に教育サービスを永続的に提供するための財政的基盤がどれだけ変化したかを示す原因を示している。この観点からすれば、消費収支計算の計算結果である消費収支差額には、企業会計における当期純利益のように活動の成果としての性格を当てはめるのは、適当でない。また、企業会計との相違を論じる場合には、企業会計が期間損益計算の必要性から要請されている考え方が私立大学の会計には必ずしも必要とされないという点にも注意が必要である。

2-2 消費収支計算における基本金組入の問題について

学校法人会計基準に基づけば消費収支差額の計算において基本金への組入を行う。基本金の組入は必要な資産を継続的に保持すべきものとして以下の金額に相当する部分を組み入れる。

- ① 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額または新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。
- ② 学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額。
- ③ 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。
- ④ 計上すべき資金として別に文部科学大臣の定める額。

(学校法人会計基準第30条)

これらの基本金の組入は、消費収支差額計算の過程で行われるが企業会計においては、基本金の組入れに相当する処理は資本取引として当期純利益の損益計算を行った後に行われる。この点において、企業会計と私立大学の会計はフロー計算において異同点を有しており、学校法人会計基準の特殊性として指摘される。学校法人会計基準が企業会計とは異なる処理をした結果特に2つの問題が指摘される。

- (1) 消費収支差額の計算過程で基本金の組入を行っているため必要な内部留保がされているにも関わらず消費収支差額はマイナスとなり誤った経営指標を与える。

(2) 基本金の組入を消費収支差額計算の過程で行う事は企業会計に求められる資本と利益の区分の要請に依っていない。

(1) については、(内倉1986 p11.) で指摘されているように改善がされなければ消費収支差額を経営指標として用いる場合には現行の会計基準は改善の余地あると言える。しかしながら、非営利組織の計算においてフロー計算の差額にいかなる意味付けを与えるかは、別途議論される必要がある。また、現状においても財務諸表利用者は消費収支計算書から基本金組入前の帰属収入を知る事ができるため情報価値の観点からすれば、現行の基準の大きな問題点であるとは言いがたい¹。

(2) の資本と利益の区分について、企業会計原則の一般原則の中で以下のように説明されている。

「資本取引と損益取引とを明確に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」
(企業会計原則 一般原則 三)

企業会計における資本取引とは、貸借対照表の資本の部に相当する株主持分を直接増減させる取引である²。一方損益取引とは、資本取引以外の企業が利益の獲得を目指して行う取引であると言える。

私立大学の会計においてこの考えを当てはめるならば資本の部は将来返済義務を負わない資源の源泉という性格から基本金の部に対応すると考えられる³。

現行の学校法人会計基準においては基本金の組入は消費収支計算の計算過程で行われるために資本取引と損益取引の区分は達せられていない。この点について、学校法人会計基準の問題としてしばしば指摘されてきた(内倉1986 p14)

しかしながら資本取引と損益取引の区分の必要性は、企業会計の主目的である期間損益計算からの要請であると言える。すなわち、損益取引の計算過程において資本取引が行われると損益取引の計算結果である期間利益に当期の業績と過年度の数値が混同されることで適正な期間損益計算が行われないという企業会計の立場からの要請である。

一方で私立大学の会計の目的は、期間損益計算の計算を主目的としていない。そのために、消費収支差額の計算において損益取引と資本取引の区分の要請が達せられないとしてもその計算の目的に鑑みて企業会計との異同は問題にならないと言える。

2-3 基本金組入と減価償却の問題についての検討

私立大学は、固定資産を購入した際に同額を基本金に組入を行う。学校法人会計基準第29条によれば基本金について「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」としている。すなわち固定資産の取得額を基本金に組み入れる意義は、資産が取替え更新も含めて組織内で維持されるなら、サービスの提供能力が変わらないということを所与とすれば、私立大学は、教育サービスを提供するための資産を常に利用できる状態であることを示す必要があるという要請に応えるためのものであると言える。このことから、基本金は資産の財産的基礎として必要な内部に拘束され

るべき部分を示していると言える。

学校法人会計基準によれば、大学が固定資産を購入した際に基本金の組入が行われる。また、その使用期間にわたって減価償却を行う。この処理が、費用の二重計上に当たるといふ指摘が行われる。(内倉1986 P22)

学校法人会計基準に従った場合の固定資産の購入及び減価償却費時の仕訳をまとめると以下のようになる。

(資産購入時)

(借) 固定資産 ○○○ (貸) 現金○○○
(借) 基本金組入○○○ (貸) 基本金○○○

※消費収支計算のマイナス

(減価償却時)

(借) 減価償却費○○○ (貸) 固定資産○○○

※消費収支計算のマイナス

資産の耐用年数全体で考えるならば固定資産の購入と同額が減価償却費として計上される事になる。以下の設例を用いると図表1のようなフロー計算を行う事になる。

設例：耐用年数3年の資産150を購入し、購入時に基本金組入を行った。減価償却は定額法で行い残存価額は0とする。毎期帰属収入が150あるとしそれ以外の消費支出は便宜上考慮に入れない。

図表 1

	t1	t2	t3	合計
帰属収入 (+)	150	150	150	450
基本金組入 (-)	*150	0	0	150
減価償却費 (-)	50	50	50	*150
消費収支差額	-50	100	100	150

図表1中の*で示した部分について資産購入時に消費収支計算において基本金に組み入れられる部分と減価償却費として毎期計上される部分が消費収支のマイナスとして二重に計上されているとの指摘がなされる。企業会計においては、固定資産の購入時にこのような処理は行われなため、学校法人会計基準が行う固有の処理としてしばしば、批判が行われる。しかしながら、大学の運営に鑑みて当該固定資産に相当する部分を財産的基礎として内部に留保する必要がなくなった際には、基本金の取り崩しが行われ以下の処理が行われる。

(取り崩し時)

(借) 基本金○○○ (貸) 基本金取崩し ○○○

図表 2

図表 1

	t1	t2	t3	合計
帰属収入 (+)	150	150	150	450
基本金組入 (-)	*150	0	0	150
減価償却費 (-)	50	50	50	*150
基本金戻入 (+)	0	0	150	*150
消費収支差額	-50	100	250	300

図表 2 が示すように資産購入時に組入を行ったのと同額が基本金の取り崩しとして消費収支計算のプラスとなり、結果としては固定資産の費用化は減価償却として行われた部分についてのみ行われることになり費用の二重計上は行われぬ事になる⁴。すなわち、当該固定資産に相当する部分が基本金に組み入れられ、その後取り崩された後までの期間全体を考えるならば、減価償却費を計上しなければ資産の使用に伴い必要な資本が内部に留保されない事になる。

企業会計の場合には期間損益計算として費用の期間帰属が問題になるが、学校法人の会計は期間損益計算を目的とする企業会計の場合と異なるのでこのような処理を計算構造上の問題点として指摘することは、できないと言える。

また、学生が負担するコストの算定金額として消費収支計算を用いる場合には、学生に二重の負担増を強いる事になるとの指摘もあるが、消費収支計算書は、先述のように基本金の変動計算書としての役割を負っていると考える事ができる。そのため、消費収支計算書を基に学生の負担金を決定することも可能かもしれないが、実際には学生のコスト負担の積算根拠は他の様々な要因により決定される問題であり運営者の判断であると言える。そのため、現状のような固定資産の使用についての会計処理が、学生のコスト負担増の議論と結びつくものではないと言える。

以上で見てきたように基本金の取り扱いについて学校法人会計基準における基本金の取り扱いについては企業会計との異同が多数見られるが、規範的アプローチから考えて必ずしも会計基準内に内在する問題とは言えない点を指摘した。

3 金融商品取引法との関係

私立大学が用いる会計基準と企業が用いる会計基準の相違が問題になる可能性が場合として、私立大学が学校債を発行し証券市場を通じて流通させる場合が考えられる。金融商品取引法の導入に伴い、制度的には私立大学は学校債を証券市場で流通させ、資金調達を行う事が可能になっている。その場合に、証券市場向けに作成する財務情報を考えるならば現行の学校法人会計基準に基づいて作成される情報は、金融商品取引法により規制されている企業が用いている会計情報と同等性を有しているとは言えない。すなわち、私立大学が証券市場で資金調達を行うなら企業会計が作成する会計情報と比較可能な水準にある情報を作成する必要があり、現行の学校法人会計基準に依って作

成される会計情報はその水準を満たしていないために新たに企業会計の基準に基づく会計情報を作成する必要が生じる。

証券市場向け情報への対応という観点に立つならば以下の2つの対応策が考えられる。

- ① 学校法人会計基準の内容を企業会計と同等もしくは、大幅に接近させる。
- ② 証券市場で資金調達を行う大学のみ、学校法人会計基準に依る会計情報に加えて企業会計の基準による財務情報を作成する。

①の方法は、会計情報の提供におけるコストベネフィットの観点からして、現実的ではないと言える⁵。現在の証券市場向け情報の指針である金融商品取引法による会計基準は国際会計基準とのコンバージェンスが進められているために非常に複雑化しており情報作成コストも大きくなっているため市場での資金調達を行わない大学にとっては、コストの増大のみをもたらすことになるためである。

他方②の方法を用いれば、証券市場向け情報への対応という問題を解決できるだろうか。学校法人会計基準による会計情報に加えて必要な場合には、企業会計の基準による財務諸表を追加的に作成して証券市場の必要に応えるとするならば、それら2つの会計情報の関係性をどのように説明するかが問題になると言える。両者は、独立した計算体系を持つ会計情報であるために組織の実態を表現する財務諸表が2種類存在することになり混乱を招くという指摘が考えられる。すなわち、学校法人会計基準に従い作成される消費収支計算上はマイナスを計上していても企業会計上の利益はプラスになっているという場合も考えられる。

両者の関係を説明するために企業会計における単一性の原則の考え方を援用して両者の関係を説明することが可能であるかを以下において検討する。

企業会計原則では単一性の原則について「種々の異なる形式の財務諸表を作成する必要性がある場合、それらの内容は信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって政策の考慮のために真実な表示をゆがめてはならない」と規定されている。

この規定は、企業が作成する会計情報に対して形式上異なる財務諸表を作成しても実質的な内容について同一の信頼しうる会計記録に基づき財務諸表が作成される事を要請していると言える。いわゆる「実質一元形式多元」という概念を要請している。(新井1998 p35)によれば単一性の原則は、財務諸表の内容について「実質的単一性」とその報告様式面における「形式的単一性」を述べたもので要するに二重帳簿の作成を排除する原則であると指摘している。

単一性の原則の適用の一例として、課税所得計算と企業会計の利益計算を実質的に同一と考える確定決算主義に基づく計算が認められている。

確定決算主義とは法人税法における課税所得の計算は、確定した企業利益に基づいて行われなければならないとする体系であると考えられている。すなわち期間利益の計算と課税所得の計算という2つの異なる目的を有する会計情報を1つの体系の中で説明している。

実務上は上記の確定決算主義の実践は、両者の調整表と言える法人税法税務申告書、別表4において損益計算書に示される企業会計上の利益を出発点として必要な加減算の調整を行い税務上の利益である課税所得を計算することで行われている。そのことで企業会計上の利益と税務上の利益で

ある課税所得が異なる理由が体系的に計算される事になる。

学校法人会計基準による財務諸表と金融商品取引法による財務諸表の関係についてもこの単一性の原則を援用して考えるならば、両者の関係を制度の中で説明できると言える。大きな相違としては、基本金の組入れに関わる処理や一部の資産の時価評価に関する項目が考えられるが消費収支計算書と損益計算書の間に調整表をはさむことで学校法人固有の会計情報と企業会計の異同を合理的に計算体系の中で調整することが可能であると考えられる。

4 むすびにかえて

本稿においては、私立大学が用いる会計基準が企業会計との異同を有している場合にその点をどのように理解する事ができるについて検討を行った。消費収支計算におけるいわゆる基本金の組入と固定資産の購入に伴う費用の二重計上について検討を行い、それらの相違が企業会計の立場から考えても私立大学が用いる会計基準として計算構造上必ずしも問題にならない点を確認した。

また、学校法人が証券市場で資金調達を行うと考えた場合に会計基準の在り方について検討を行った。証券市場で学校債を発行して資金調達を行うような学校法人が従来のような学校法人独自の会計基準に基づく財務諸表の作成に加えて金融商品取引法で求められているのと同等性を有する財務諸表を作成した場合について両者の関係を企業会計における単一性の原則に基づいて説明する事で制度の安定性が保てる可能性について指摘した。

今後の、検討課題として現状の学校法人会計基準がその作成の目的を達成しているかについての内在的な問題の検討が行われるべきであると言える。また、しばしば行われている議論として私立大学が会計情報をディスクローズする意義について検討される必要がある。従来は、税金を財源とする私学助成金を受け取る事に対するアカウントビリティの達成という点に主眼が置かれてきた。この点については、資金収支計算書がその役割を果たしてきたと言えるが、大学の社会的な役割から生ずるパブリックアカウントビリティの観点から情報開示のディスクローズの方法と併せてさらなる情報開示の拡充について検討されると思われる。

注

- 1 会計情報の情報価値を利用者の情報ニーズにより判断する意思決定有用性アプローチを前提にするならば会計に関する一定の知識を持たないナイーブな情報利用者の存在は無視される。すなわち情報利用者が一定の知識を有している事を前提にする。消費収支差額を経営指標として利用するという発想は意思決定有用性アプローチ的であると言えるため現行の数値を組み替えて示される数値に追加的情報価値は無いと言える。
- 2 具体的には、増資、減資、各期間に獲得した利益の組入れ等が挙げられる。
- 3 言うまでもなく、私立大学には企業における株主に相当する持分権者は、存在していない。その点において資本金と基本金は性格を大きく異にするが貸借対照表の存在意義を貸借対照表等式的に考えるならば貸方側を資源の源泉と捉え、返済義務の有無で区分しておりこの点からすれば基本金と資本金の同質性は見出せる。
- 4 基本金の戻入は、資産の耐用年数に応じて行われるものではない。基本金に該当する部分の資産

を内部に留保する必要がなくなった時に戻入が行われる。本設例においては、理解を簡略化するために上記のような計算を示した。実際には基本金の戻入はそれより後の期間に行われると考えられるが、資産の取替更新が行われても基本金に組入れられている期間全体で考えた場合に基本金組入と減価償却費の二重計上にならないことに変わりはない。

- 5 会計情報の作成、提供に当たっては、コスト・ベネフィットという考え方が重要視される。すなわち、情報作成コストを上回るベネフィットが情報提供者および情報利用者に発生しない場合には、情報を作成する必要は無くそれを求めるべきでもないという考え方である。端的な例として証券市場において投資家の情報ニーズが存在した場合でもその情報が投資意思決定に影響を与えるという意味での情報価値が認められないに情報の作成が求められないという点が挙げられる。

参考文献

- FASB, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations, Statement of Financial Accounting Concepts No4(SFAC4) December 1980.
- Salamon, L.M and Anheier, H.k., Defining the nonprofit sector, 1997.
- A S B J (2006) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク第2版」
- 会田一雄 (1985) 「学校法人会計基準の計算構造」『産業経理』第45巻第1号
- 飯野利夫 (1993) 『財務会計論 三訂版』同文館
- 内倉滋 (1986) 「『学校法人会計基準』の批判的検討」『産業経理』第46巻第2号
- 小野元之 (2009) 『私立学校法講座』学校経理研究会
- 片山覚 (2002) 「学校法人の会計」『非営利組織体の会計』中央経済社
- 国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編 (2010) 『平成21年度版 国立大学の財務』
- 西野芳夫 (2010) 「学校法人会計基準再考」『産業経理』第2巻第7号
- 水田健輔 (2008) 「高等教育財政統計の比較可能性について」『大学財務経営研究第5号』
- 丸山文裕 (2002) 『私立大学の経営と教育』東信堂
- 文部科学省学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2004) 「今後の学校法人会計基準の在り方について (検討のまとめ)」のポイント
- 山本清 (2004) 「国立大学法人の財務と評価」『大学財務経営研究第1号』